

### ③北里大学大学院医療系研究科課程修士の学位に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 北里大学大学院医療系研究科(修士課程)における学位に関する取り扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。ただし、研究科委員会は、必要に応じ、特例を定めることができる。

(学位論文の提出)

第2条 北里大学学位規程(以下「学位規程」という。)第7条による学位論文の提出は、次のとおりとする。

- (1) 学位の授与の申請を予定している者は、原則として、申請の前年度までに、授業科目「医学研究倫理学」の単位を取得すること。
- (2) 前号における単位取得の後、学位申請2箇月前までに予備審査を実施し、研究科委員会において学位論文提出に相当すると認められたときは、1月中旬までに学位論文を提出するものとする。なお、詳細は、研究科委員会において定める。

2 提出期限後に提出された学位論文の年度内審査は行わない。

(学位授与の申請)

第3条 学位の授与を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文 5通
- (3) 論文要旨(和文所定用紙) 5通
- (4) 論文要旨(英文 A4用紙1枚) 5通
- (5) 戸籍抄本(外国人の場合は住民票の写し) 1通
- (6) 優秀学位論文賞評価用資料 1通

2 上記のほか、学位規程第7条第2項により資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第4条 学位規程第7条により提出された学位論文に関する審査委員会の委員は、12月の研究科委員会において選出する。

- 2 審査委員会は、主査1人、副査2人をもって構成する。ただし、原則として、学位申請者所属の学群の教員から選出する。
- 3 指導教員は、審査委員会の委員にはならないものとする。ただし、当該分野が特殊である等の事情により、学位論文審査に支障があると研究科委員会が認めたときは、この限りではない。
- 4 学位の授与を申請する者の親族は、審査委員会の委員にはならないものとする。
- 5 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定に基づき、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等をもって審査委員会の委員に充てることができる。
- 6 研究科委員会は、審査委員会の委員の氏名を公開するものとする。

(学位論文の審査)

第5条 審査委員会は、提出された学位論文の審査を2月中旬までに終了する。

(最終試験)

第6条 審査委員会は、公開論文発表会において学位論文を中心に口頭試問を行い、最終試験とする。

(学位論文・最終試験の審査報告)

第7条 審査委員会は、学位規程第9条により報告書を作成し、委員全員の承認を経て研究科委員会に提出する。

(判定)

第8条 学位規程第11条により学位論文・最終試験の可否の判定は、2月下旬に行う。

(提出書類)

第9条 提出書類は、所定の用紙を用い、主査を経て研究科長に提出する。

(この内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教育委員会及び運営委員会の議を経て、研究科委員会において決定する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。